

第 8 期報告書

自 2024年 4 月 1 日

至 2025年 3 月 31 日

高松空港株式会社

事業報告

2024年4月1日から

2025年3月31日まで

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中、各種政策の効果もあり緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇や人手不足の顕在化、地政学リスクに加え主要国の政策変更等により依然として世界経済の先行きは不透明な状況が続いています。

このような環境の中、当社は「空港から人と街を元気に」をミッションとして掲げ、国際線旅客ターミナルビル増改修プロジェクトをスタートさせる等、受入機能の強化と空港サービスの向上、そしてお客様の利便性・快適性向上による地域交流人口のさらなる拡大を図る施策を着実に進めてまいりました。

結果、高松空港の航空旅客数につきましては、国内線は165万人（前期比 6万人増）、国際線は48万人（前期比 22万人増）、合計で213万人（前期比 28万人増）となり、当会計年度の売上高は 2,736百万円（前期比 781百万円増 39.9%増）、営業損失は 418百万円（前期比 167百万円減）、当期純損失は 418百万円（前期比 125百万円減）、EBITDA（営業利益+減価償却費）は 279百万円（前期比 188百万円増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の投資は総額1,435百万円で、主なものは、灯火設備LED工事（建設仮勘定）等であります。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2022年3月期)	第6期 (2023年3月期)	第7期 (2024年3月期)	第8期 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	860	1,418	1,955	2,736
経 常 利 益(百万円)	△1,013	△680	△538	△414
当 期 純 利 益(百万円)	△1,018	△684	△543	△418
1株当たり当期純利益(円)	△123,031	△82,710	△65,645	△50,558
総 資 産(百万円)	8,459	8,348	7,308	8,297
純 資 産(百万円)	5,348	4,663	4,120	3,702
1株当たり純資産額(円)	646,187	563,477	497,831	447,272

(注) 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

1株当たり純資産額は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議 決 権 比 率	主な事業内容
三菱地所株式会社	142,414百万円	73.08%	不動産の開発、賃貸、管理

(注) 当社は、親会社の使用人を当社の役員及び使用人として受け入れております。

② 子会社の状況

該当ありません。

(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、コロナ禍後のビジネス旅客の行動変容がありつつも、メインの国内線需要は堅調に推移、国際線旅客数も引き続き外国人旅客の旺盛な訪日需要に支えられ増進するなど、航空需要は堅調に進展している状況にあります。

このような状況のもと、当社は2023年度に向こう5年間を見据えた中期計画を策定し、2028年度以降の飛躍を目指すための成長基盤の確立に取り組んでおります。

地元自治体や空港関係事業者と幅広く連携し国内線・国際線ともに既存路線の増便及び新規路線の誘致を継続すると同時に、国際線の増便・新規就航ニーズに応える国際線エリアの増改修工事を、安全な旅客動線と処理能力を確保しながら進めてまいります。加えて、空港運営コストの増加を適切に利用料金に反映し、空港経営の一層の安定化を推進してまいります。

また、安心・安全の空港運営を行うとともに、着実な更新投資を継続することで、社会インフラとしての機能維持・向上を図ってまいります。

具体的な取り組みは以下の通りです。

① 受入環境整備

国際線エリア増改修工事を計画通り推進するとともに、安全な旅客動線の確保及び館内混雑の緩和に関係者一丸となって取り組んでまいります。また、将来にわたり空港の基盤を支える多様な人材の確保に努めてまいります。

② エアラインマーケティング

高松空港特定運営事業等パートナーシップ協定に基づく自治体と連携した既存路線の増便及び新規路線の誘致施策を継続するとともに国内外チャーター便の誘致強化によるインバウンド・アウトバウンド双方での観光交流とプロモーションを促進してまいります。

③ 空港経営

旅客増加やサービスの多角化等に起因する業務負荷の増大に対して、より業務効率を向上するための取組を進めてまいります。また、空港施設や諸設備の修繕維持管理コスト増、利便性・魅力度向上のための大規模設備投資コスト等を適切に空港利用料金に反映し持続性を高めてまいります。

④ 設備投資計画と安全安心な空港運営

空港運営上必要な設備の更新・修繕等を着実に実施してまいります。

(6) 主な事業内容

当社は高松空港の運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画を行い、同空港の利用者などに対するサービスの提供を含む。）及びこれに関連する事業を行っています。

(7) 主要な事業所

本 社 香川県高松市香南町岡1312番地7

(8) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

使用人数(前期末比増減)	平 均 年 齢	平均勤続年数
62名(4名増)	40.6歳	6.1年

（注）契約社員、パート社員及び派遣社員を含んでおりません。

(9) 主な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	短期借入金残高	長期借入金残高 (内1年以内返済予定額)
百 十 四 銀 行	500百万円	—
農 林 中 央 金 庫	500百万円	—
伊 予 銀 行	500百万円	—
香 川 銀 行	300百万円	—
高 松 信 用 金 庫	99百万円	—
み ず ほ 銀 行	—	250百万円 (250百万円)
日 本 政 策 金 融 公 庫	—	1,200百万円 (—)
国	—	583百万円 (—)

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。
当会計年度末における当座貸越契約に係る借入金末残高は以下のとおりであります。

当座貸越契約の総額	1,600百万円
借入実行残高	1,399百万円
差引額	200百万円

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000株
 (2) 発行済株式の総数 8,277株
 (3) 株 主 数 6名
 (4) 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 地 所 株 式 会 社	6,049 株	73.08 %
大 成 建 設 株 式 会 社	1,000 株	12.08 %
香 川 県	578 株	6.98 %
パシフィックコンサルタンツ株式会社	400 株	4.83 %
高 松 市	249 株	3.01 %
シンボルタワー開発株式会社	1 株	0.01 %

3. 会社役員の状況（2025年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼業の状況
代表取締役社長	小幡 義樹	
専 務 取 締 役	戸島 清景	空港営業部、リニューアル推進室担当
常 務 取 締 役	高田 達也	企画管理部担当
常 務 取 締 役	岡本 英明	空港運営事業部担当
取 締 役	伊東 隆行	三菱地所株式会社 空港事業部長
取 締 役	嶋野 崇文	パシフィックコンサルタンツ株式会社 プロジェクトイノベーション事業本部 インフラビジネス統括部 エグゼクティブプロジェクトマネージャー
取 締 役	大山 智	香川県副知事
常 勤 監 査 役	星加 宏明	
監 査 役	原 耕造	大成建設株式会社 都市開発本部施設運営事業部 コンセッション事業室長
監 査 役	柿崎 修一	パシフィックコンサルタンツ株式会社 財務経理部経理室 経理室長

（注） 1. 2024年3月31日をもって取締役藤岡雄二氏は辞任により退任致しました。なお、2024年3月28日に決議があったものとみなされた臨時株主総会において新たに、取締役として伊東隆行氏が選任され、2024年4月1日に就任致しました。

2. 2025年3月31日をもって常務取締役高田達也氏および取締役伊東隆行氏は辞任により退任致しました。なお、2025年3月24日に決議があったものとみなされた臨時株主総会及び2025年3月28日に決議があったものとみなされた臨時取締役会において新たに、常務取締役として加藤宗泰氏、取締役として西村等氏が選任され、それぞれ2025年4月1日に就任致しました。
3. 2025年3月31日をもって監査役原耕造氏は辞任により退任致しました。なお、2025年3月24日に決議があったものとみなされた臨時株主総会において、新たに飯塚卓爾氏が社外監査役に選任され、2025年4月1日に就任致しました。
4. 取締役嶋野崇文氏及び大山智氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。また、監査役原耕造氏及び柿崎修一氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
5. 監査役柿崎修一氏は、パシフィックコンサルタンツ株式会社において経理を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員数(名)	報酬等の額(千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	7 (2)	25,999 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	6,000 (-)
合 計	10 (4)	31,999 (-)

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	嶋野 崇文	パシフィックコンサルタンツ株式会社 プロジェクトイノベーション事業本部 インフラビジネス統括部 エグゼクティブプロジェクトマネージャー	当社は兼職先とシステム開発委託等の取引関係があります。
社外取締役	大山 智	香川県副知事	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	原 耕造	大成建設株式会社 都市開発本部 施設運営事業部 コンセッション事業室長	当社は兼職先と施設設計建設発注等の取引関係があります。
社外監査役	柿崎 修一	パシフィックコンサルタンツ株式会社 財務経理部経理室 経理室長	当社は兼職先とシステム開発委託等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	嶋野 崇文	当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、主に総合コンサルティングについての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。

社外取締役	大山 智	当事業年度に開催された取締役会すべてに出席し、主に行政連携についての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。
社外監査役	原 耕造	当事業年度に開催された取締役会のすべて、監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、主に総合建設業における過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。また、監査役会においても、主に総合建設業における過去の経験や実績に基づく見地からの意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	柿崎 修一	当事業年度に開催された取締役会のすべて、また、監査役会のすべてに出席し、取締役会においては、主に経理業務についての過去の経験や実績に基づく見地から適宜質問するなど、取締役の職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をおこなっております。また、監査役会においても、主に経理業務についての過去の経験や実績に基づく見地からの意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況（2025年3月31日現在）

会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備等について、取締役会にて決議している「内部統制システム構築の基本方針」の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ② 取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ③ 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ④ 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び三菱地所グループで共有する情報管理関連規程等に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、必要に応じ社内規程を制定し、適時見直し等の改善をする。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定めるほか、必要に応じ社内規程を制定する。
- ② 当社の取締役は、I Tを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

(4) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社の使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「三菱地所グループ基本使命」、「三菱地所グループ行動憲章」、「三菱地所グループ行動指針」を遵守する。
- ② 当社は、「三菱地所グループコンプライアンス規程」に基づく各社コンプライアンス責任者を選任し、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- ③ コンプライアンスの違反等に関する事態が発生した場合は、代表取締役、取締役会、監査役会等に報告される体制を構築する。
- ④ 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当等）に匿名で相談・申告できる「ヘルプライン」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

(5) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「三菱地所グループリスクマネジメント規程」に基づくリスクマネジメント責任者を選任し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ② リスク管理を円滑にするために、社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

(6) 当社並びにその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「三菱地所グループ基本使命」「三菱地所グループ行動憲章」「三菱地所グループ行動指針」を共有し、親会社である三菱地所株式会社の統括のもと、業務の適正を確保する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- ② 前号に定める使用人が配置された場合、補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- ③ 取締役は前号に定める使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底すると共に、当該使用人が監査役の職務を補助するために必要な時間を確保する。

(8) 当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- ② 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項を監査役に報告する。
- ③ 取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
- ④ 公益通報者保護法を踏まえて、「ヘルプライン」に関する規則を整備・運用すること等により、監査役に報告を行ったことを理由として、報告者が不利な取扱を受けないことを確保する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

- ① 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ② 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ③ 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、会社に請求することができる。当社は、監査役の請求に基づき、監査役の職務の執行に必要な費用を支払う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は次のとおりであります。

- (1) 取締役会規程に基づき、取締役会を開催し、法令及び定款等に定められた事項や経営に関する重要事項について決定するとともに、定例の社内会議等において報告、審議を行い、迅速な意思決定を行うなど、業務執行の効率性を高めております。
- (2) 監査役会は、監査役会規程に基づき、監査役会を開催し、監査を実施しています。また、常勤監査役は、定例の社内会議等に参加するなど、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守、内部統制の整備等を確認しております。

7. 親会社等との間の取引に関する事項

- (1) 当社と当社の親会社等との取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等である三菱地所株式会社から、外部の金融機関からの借入金の一部に対して債務保証を受けており、三菱地所株式会社に保証料を支払っております。

当該保証料については、市場相場を勘案して合理的に決定しております。

- (2) 当該取引が当社の利害を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

保証料について、市場相場を勘案して合理的に決定しているため、当社取締役会では当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。

貸借対照表

〔2025 年 3 月 31 日現在〕

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
< 資産の部 >		< 負債の部 >	
流動資産	1,095,929	流動負債	2,670,939
現金及び預金	686,582	営業未払金	405,410
営業未収入金	292,112	短期借入金	1,899,999
商品	68,508	1 年内返済予定の長期借入金	250,000
前払費用	5,800	未払金	47
未収還付消費税等	28,518	未払費用	12,623
その他	14,406	未払法人税等	4,400
		前受金	43,136
		賞与引当金	35,437
		その他	19,885
固定資産	7,201,744		
有形固定資産	3,532,971		
建物	1,913,628	固定負債	1,924,656
構築物	79,083	長期借入金	1,783,528
機械装置	61,746	受入敷金保証金	34,303
車輛運搬具	107,346	退職給付引当金	106,824
工具器具備品	106,609		
建設仮勘定	1,264,556	負 債 合 計	4,595,595
無形固定資産	3,663,475	< 純資産の部 >	
公共施設等運営権	2,662,699	株主資本	3,702,077
公共施設等運営権更新投資	990,742	資本金	100,000
商標権	835	資本剰余金	8,177,000
ソフトウェア	8,846	その他資本剰余金	8,177,000
その他	351	利益剰余金	△ 4,574,922
		その他利益剰余金	△ 4,574,922
		繰越利益剰余金	△ 4,574,922
投資その他の資産	5,297	純 資 産 合 計	3,702,077
長期前払費用	5,112		
その他	184		
資 産 合 計	8,297,673	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,297,673

損 益 計 算 書

2024 年 4 月 1 日

2025 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,736,625
売 上 原 価	2,575,331
売 上 総 利 益	161,294
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	579,564
営 業 損 失	418,270
営 業 外 収 益	17,494
受 取 利 息	237
補 助 金 収 入	15,067
そ の 他	2,189
営 業 外 費 用	13,260
支 払 利 息	9,897
支 払 保 証 料	2,975
固定資産除却損及び除却関連損	365
そ の 他	22
経 常 損 失	414,036
税 引 前 当 期 純 損 失	414,036
法人税、住民税及び事業税	4,436
当 期 純 損 失	418,472

株主資本等変動計算書

2024 年 4 月 1 日
2025 年 3 月 31 日

(単位：千円)

		株主資本					純資産 合計	
		資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
			その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高		100,000	8,177,000	8,177,000	△ 4,156,449	△ 4,156,449	4,120,550	4,120,550
	当期純利益	—	—	—	△ 418,472	△ 418,472	△ 418,472	△ 418,472
当期変動額合計		—	—	—	△ 418,472	△ 418,472	△ 418,472	△ 418,472
当期末残高		100,000	8,177,000	8,177,000	△ 4,574,922	△ 4,574,922	3,702,077	3,702,077

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 ・ ・ ・ 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算出）

貯蔵品 ・ ・ ・ 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算出）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ・ ・ ・ 定額法を採用しております。

無形固定資産 ・ ・ ・ 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用 ・ ・ ・ 定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金 ・ ・ ・ 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担する額を計上しております。

退職給付引当金 ・ ・ ・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

① 施設管理運営事業

主に旅客ターミナルビル等の管理運営、不動産賃貸等の事業を行っております。

家賃収入は、保有する空港ビル施設等を賃貸しており、賃貸借取引については「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号 2007 年 3 月 30 日。以下「リース会計基準」という。）等に従い収益を認識しております。

施設利用収入は、主にラウンジ利用サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は顧客がラウンジを利用することで充足され、履行義務の充足をもって収益を認識しております。

広告収入は、主に広告盤面の掲載等の役務を提供する義務を負っております。当該履行義務はその役務の完了をもって充足されるものであり、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間に渡り定額で収益を認識しております。

② 物販事業

主に直営店舗での商品販売を行っております。

商品売上については、顧客に対して商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は商品を顧客に引き渡すことで充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。また、顧客への商品の販売と同時に取引先より商品を仕入れる消化仕入れについては、当社の役割が代理人としての性質が強いと判断されるため、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

③ 駐車場事業

駐車場の運営を行い、顧客に対して駐車サービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は顧客が駐車場を利用することで充足されるものであり、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で収益を認識しております。

④ 空港運営事業

空港運営事業の主な収入は、着陸料収入であります。

着陸料収入は、顧客に対して航空機の発着時に必要な施設利用に関するサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は航空機が発着した時点において充足されるものと判断し、その時点において収益を認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

有形及び無形固定資産の減損

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 3,532,971 千円、無形固定資産 3,663,475 千円

(2) その他の情報

① 算出方法

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの算出において用いた主要な仮定は、当社の運営する高松空港の航空旅客数及び航空旅客一人当たりの商業売上金額であります。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である航空旅客数及び航空旅客一人当たりの商業売上金額は、不確実性が高く、翌年度以降の旅客数及び一人当たりの商業売上金額が、当期の想定よりも下回った場合、有形及び無形固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,309,849 千円
(2) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
短期金銭債務	734 千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高	624 千円
売上原価	16,799 千円
販売費及び一般管理費	28,037 千円
営業取引以外の取引による取引高	2,975 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,277	—	—	8,277
合 計	8,277	—	—	8,277

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金ではありますが、将来の課税所得の見込みを考慮した結果、回収不能と判断して全額評価性引当額を認識しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入による方針です。

短期借入金の使途は運転資金を目的としたものであり、支払利息の金利は一定期間ごとに金利が更改される条件となっております。

1 年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、支払利息の金利は固定です。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金、預金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
1年内返済予定の 長期借入金	(250,000)	(246,806)	△3,193
長期借入金	(1,783,528)	(1,624,827)	△158,700

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 1年内返済予定の長期借入金

1年内返済予定の長期借入金の時価は、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。

② 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、香川県高松市において、賃貸用の旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビル等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,913,628	1,849,459

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算定したものです。

10. 関連当事者に関する注記

属性	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要 株主	大成建設 株式会社	(被所有) 12%	請負工事及び 設計業務委託 契約の締結	請 負 工 事 及 び 設 計 業 務 の 発 注 (注 1)	196,350	営業未 払金	29,899
主要 株主の 子会社	大成ロテッ ク 株式会社	—	請負工事及び 土木経常維持 修繕業務委託 契約の締結	請 負 工 事 及 び 土 木 経 常 維 持 修 繕 業 務 の 発 注 (注 2)	154,250	営業未 払金	98,011

(注1) 請負工事の発注については、大成建設株式会社と交渉の上、市場の実勢を勘案して価格を決定しております。

(注2) 請負工事の発注については、大成ロテック株式会社と交渉の上、市場の実勢を勘案して価格を決定しております。

11. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額 447,272 円 91 銭
- (2) 1 株当たり当期純損失 50,558 円 52 銭

12. その他の注記（公共施設等運営事業に関する注記）

(1) 当社が実施する公共施設等運営権の概要

- ① 事業名称 高松空港特定運営事業等
- ② 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類
(名称) 高松空港
所在地 香川県高松市香南町岡 1312 番地 7
(種類) 空港基本施設及び空港航空保安施設、空港機能施設等
- ③ 運営権対価の支出方法
運営権取得時に全額を支払っております。
- ④ 運営権設定期間
2017 年 10 月 1 日～2032 年 9 月 30 日
- ⑤ 残存する運営権設定期間
2025 年 4 月 1 日～2032 年 9 月 30 日

(2) 公共施設等運営権の減価償却の方法

「2.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2)固定資産の減価償却の方法 無形固定資産」に記載の通りであります。

(3) 更新投資に係る事項

① 主な更新投資の内容及び投資を予定している時期

主な更新投資の内容	予定時期
灯火設備 LED 化	2024 年 3 月期～2026 年 3 月期
ターミナルビルリニューアル工事	2025 年 3 月期～2027 年 3 月期

② 更新投資に係る資産の計上方法

更新投資を実施した際に、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関する支出額を、資産として計上しております。

③ 更新投資に係る資産の減価償却の方法

「2.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2)固定資産の減価償却の方法 無形固定資産」に記載の通りであります。

④ 翌事業年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち、資本的支出に該当する部分の内容及びその金額

主な更新投資の内容	予定金額
灯火設備 LED 化	1,121,000 千円
ターミナルビルリニューアル工事	5,000,000 千円

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年6月5日

高松空港株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田中裕樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高松空港株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月9日

高松空港株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 星 加 宏 明 ㊞

社 外 監 査 役 飯 塚 卓 爾 ㊞

社 外 監 査 役 柿 崎 修 一 ㊞